

令和4年2月定例会 総務委員会（事前）

令和4年2月7日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

2月4日開会の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第49号、令和3年度徳島県一般会計補正予算（第13号）については、本日の委員会で十分審議の上、2月10日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計予算
- 議案第40号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第43号 徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約
の変更特定事業契約について
- 議案第49号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第13号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

小澤警察本部長

私からは、本県の治安情勢と令和4年の県警察の主要施策について御報告いたします。

昨年中の刑法犯認知件数は2,362件と、ピークであった平成15年中の約19パーセントにまで減少いたしました。その一方で、DV、児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は依然として高い水準で推移しているほか、架空料金請求等の特殊詐欺の被害も後を絶たない状況にあります。さらには、歩行者等が当事者となる交通死亡事故への対策や南海トラフ巨大地震をはじめとする各種災害対処等、治安上の課題は山積しております。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、本年の運営指針を安全・安心を誇れる徳島

県の実現と定め、各種施策を推進してまいります。

それでは、主要施策の5項目について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

良好な治安を確保するためには、地域住民の方々や防犯ボランティア団体の御協力が必要不可欠です。県警察では、引き続き、関係機関・団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

特に、DV、児童虐待等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

また、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤であるサイバー空間の安全確保に向け、諸対策を推進してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年の殺人や強盗等の重要犯罪につきましては、検挙率は92パーセントでありました。

重要犯罪の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底するなど、初動捜査を展開し早期解決に努めてまいります。

次に、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は、被害件数が39件と昨年に比べ13件増加し、また、被害総額につきましても約1億3,022万円と約3,858万円増加いたしました。県警察といたしましては、関係機関、事業者等と連携の上、防犯機能付き電話の普及や留守番電話機能の活用を促進するための取組を推進するとともに、タイムリーな広報啓発活動による被害の未然防止に努めるほか、あらゆる法令を活用した犯行グループ及びその周辺者に対する取締りを強力に推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

昨年中の交通事故死者数は32人と、一昨年に比べ12人増加し、人口10万人当たりの死者数が全国ワーストとなりました。昨年の死亡事故の主な特徴といたしましては、歩行者が犠牲となる事故や夜間における事故が大幅な増加を見せました。年末には登校中の児童が犠牲となる痛ましい事故も発生したところです。

こうした実態を踏まえ、県警察では、関係機関・団体との連携による歩行者の安全確保、人優先の安全意識の浸透に向けた安全教育の推進、飲酒運転等、悪質、危険な違反の指導取締り等、多角的な取組を効率的に推進してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

昨年は、関東地方で多くの犠牲者を出した豪雨災害が発生したほか、本県においても県南部を中心とした線状降水帯の形成を伴う豪雨により浸水被害が発生いたしました。県警察といたしましては、引き続き、自治体や関係機関との情報交換や実践的な訓練を重ね、南海トラフ巨大地震や集中豪雨等、あらゆる事態に迅速かつ的確に対処できるよう諸対策を進めてまいります。

また、全国高等学校総合体育大会の開催に向け、テロ対策や交通対策等に万全を期してまいります。

第5は、組織基盤の強化です。

地域警察再編計画に基づく交番、駐在所の再編状況につきましては、県内で唯一、24時

間対応できる交番がなかった三好警察署に、本年4月の運用開始を目指して、新たな交番を設置するため準備を進めているところであります。

今後も、変化する治安、地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえ、自治体との連携も図りながら、組織体制の見直しや業務の合理化等を柔軟に進めてまいります。

新型コロナウイルス対策につきましては、基本的な感染予防と感染拡大に留意するとともに、バックアップ体制の確立など、業務の継続に支障を及ぼすことのないよう配慮してまいります。

以上、本県の治安情勢と本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平岡警務部参事官兼総務課長

私からは、予算案等について御説明いたします。

まず、総務委員会説明資料中の令和4年度一般会計当初予算案について、御説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

令和4年度警察本部当初予算額は220億9,310万6,000円で、前年度当初予算額と比較して、プラス5億2,854万3,000円、率にして102.5パーセントとなっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、5ページをお開きください。

ただいま申し上げました当初予算案について事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,261万2,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費662万6,000円を計上しております。

次に、警察本部費として177億734万8,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、警察職員の給与167億135万8,000円のほか、警察施設の光熱水費や維持管理に要する経費など10億599万円を計上しております。

次に、警察施設費として9億9,475万9,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、交番、駐在所等整備事業費として新設交番の設計、交番のリフォーム整備などに要する経費6,542万2,000円、警察署整備事業費として警察施設長寿命化計画推進事業、新防災センター・徳島中央警察署施設整備事業などに要する経費7億7,513万5,000円、警察職員宿舎整備事業費として老朽化した職員宿舎の解体に要する経費1億5,420万2,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費7億3,212万9,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として恩給受給者に対する恩給等に要する経費1,068万9,000円を計上しています。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として26億3,556万9,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、「未知への挑戦」実装費として、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費500万円、警察装備費として、警察装備品の整備及び運営に要

する経費4億3,861万4,000円、一般警察活動費として交番、駐在所の地域活動等に要する経費4億9,291万8,000円、刑事警察費として犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費3億2,480万6,000円、交通指導取締費として交通事故・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費2億2,810万2,000円、交通安全施設整備事業費では、国補対象事業として、信号機の高度化等に要する経費3億4,563万8,000円、県単独事業として信号機の整備、標識・標示の更新等に要する経費3億9,716万3,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億9,185万1,000円、合計11億3,465万2,000円を計上しています。

最後に、道路交通情報提供費として道路交通情報を提供する業務の委託経費1,147万7,000円を計上しております。

以上、令和4年度一般会計当初予算案について御説明いたしました。

続きまして、7ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

まず、徳島東警察署等PFI事業契約については、物価変動の影響により施設の維持管理に係るサービス対価を改定する必要性が生じたことから、新たに変更契約を締結するため、令和5年度から令和17年度までの増額経費6,619万6,000円、放置駐車違反処理システム電子計算機等賃貸借契約については、現行システムを放置違反金のキャッシュレス決済対応としたシステムとして、令和4年度末に運用を開始することとしており、令和5年度から令和9年度までの5か年分の賃貸借経費として1億4,219万円、交通情報総合分析管理システム電子計算機等賃貸借契約については、現行の交通事故分析システムに交通規制場所や交通安全施設の管理機能を追加したシステムに更新し、令和4年度末にシステムの運用を開始することとしており、令和5年度から令和9年度までの賃貸借経費として6,881万4,000円、これらについて債務負担行為として議決をお願いするものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について御説明いたします。

徳島中央警察署旧庁舎解体に際し、建物内の一部からダイオキシンが検出され、新たに除去作業等の対策工事を行う必要性が生じたため、増額の変更契約を締結するものであります。

契約金額は、設計、建設業務に関する対価として3,644万800円の増額であります。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）中の令和3年度一般会計補正予算案について、御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表であります。総額で2,594万円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から2番目に記載してあります警察本部費の管理運営費として594万円、資料の下から2番目に記載してあります警察活動費の一般警察活動費として2,000万円の増額補正をお願いしております。

これらは、コロナ下における取組として、ペーパーレス会議や電子決裁の促進など、警

察業務のデジタル化に向けたデュアルディスプレイの導入、業務継続を目的とした職員等のPCR検査等に要する経費でございます。

次に、3ページをお開きください。

繰越明許費について御説明いたします。

繰り越す事業は、ただいま説明いたしました補正予算に係る事業であり、計画に関する諸条件により全額を来年度に繰り越すものであります。

以上、令和4年度一般会計当初予算案等について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

多田交通部長

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の説明資料8ページを御覧ください。

本条例案は、道路交通法の一部が改正されたこと等に伴い、これに対応する警察関係の手数料を新たに定め、又は改廃するものです。

関係する手数料については、（イ）の改正の概要にお示しするとおりで、順に手数料を新たに定めるものがaの運転技能検査手数料、申請により付与された免許の条件解除の審査手数料、若年運転者講習手数料、9ページに移り、手数料を改めるものがbの認知機能検査手数料、認知機能検査を行う者に対する講習手数料、高齢者講習及び特定任意高齢者講習手数料、廃止するものがcのチャレンジ講習及び簡易講習手数料となります。

10ページのdにつきましては、手数料の収納に関する規定整備で、警察関係手数料は県において収納される場所、若年運転者に係る手数料について、現に講習を実施する指定講習機関にその手数料を納付することを可能とするものであります。eに関しましては、生活安全部の業務に関する手数料の改正で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換え手数料を改めるものとなっております。

なお、本条例は、資料のeとfを除き、令和4年5月13日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

生原首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。

説明資料の12ページを御覧ください。

交通事故が3件です。

1件目は、徳島中央警察署員がパトカーから降車する際、風にあおられてドアを隣に駐車していた車両に接触させた事故で、賠償金額28万6,000円で和解いたしました。

2件目は、徳島名西警察署員の運転するパトカーがスーパーの駐車場で後退した際、停止していた車両に接触した事故で、賠償金額15万1,326円で和解いたしました。

3件目は、刑事部鑑識課員が、運転免許センター敷地内で乗車型草刈機を移動中、駐車車両に接触させた事故で、賠償金額17万4,900円で和解いたしました。

次に、説明資料の13ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が1件です。

徳島板野警察署員が、自動車内で鑑識作業中、コンソールボックスの表皮を損傷させた事故で、賠償金額7万1,115円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

平岡警務部参事官兼総務課長

報告事項はございません。

井下委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

原委員

私からは、拳銃の不適切保管に関する処分事案について質問させていただきたいと思えます。

1月15日付け地元紙の記事に、拳銃の保管が不適切だったとして、20代男性巡査を本部長訓戒の処分にしたとありました。拳銃の不適切保管に関する事案については、これまでも、他県でコンビニに拳銃を置き忘れた事案や個人ロッカーに放置していた事案などがあり、武器である拳銃の不適切事案は国民の関心が大変高いものと思われます。

今回の不適切保管事案について改めて事案の概要や処分理由等を御説明いただきたいと思います。

生原首席監察官

本件は、昨年11月下旬、交番に勤務する20代の男性巡査が、約3時間、交番を離れる別用務に従事した際に、勤務中は必ず身に装着し、外すときは保管庫に格納しなければならない拳銃を、自身の鞆に入れて交番駐車場に止めた自家用車内で保管していたものでございます。

警察官の装備品の中でも武器である拳銃につきましては、特に適正に取り扱わなければならないものでありますことから、12月22日に当該巡査に対しまして、以後の職務履行の改善向上を図るため、本部長訓戒の措置を行ったものでございます。

原委員

当該警察官は20代の若手警察官ということです。確かに、この若手警察官の行為に問題があったと思いますが、上司による具体的な指示や他県での同種事案を踏まえた日頃からの教養、意識付けが行われていれば、十分防げた可能性もあると思います。この度の事案で、関係する上司の処分は行ったのかどうか教えてください。

生原首席監察官

当該巡査につきましては、警察学校を卒業して1年足らずの新人でありますことから、上司は、知識経験、判断力が未熟であることを前提に指示や指導をするべきものでございます。日頃、上司である地域課長及び一緒に勤務していた交番所長につきましては、当該巡査に対して拳銃の適正な取扱いについて指導教養はしていたんですけれども、当日の当該巡査のその用務に関しまして、拳銃をどうすべきかといったような措置について適切な指示ができていませんでした。そういったことから、地域課長と交番所長に対しましては、所属長から厳重に業務指導を行ったところでございます。

原委員

この度の事案では、拳銃が盗難にあたり紛失したりという事案にならなかったことがせめてもの救いだと思えます。

拳銃に関する事案として記憶に新しいのは、富山県や大阪府で交番等が襲撃され拳銃を奪われ、警察官や一般の方が死傷した事件です。これらは不適切事案ではありませんが、やはり国民の関心は、こうした事件に発展することがないように、警察官に適正かつ適切に拳銃を取り扱ってほしいということでもあります。

今回の不適切事案を受けて、県警として再発防止に向け、どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思えます。

船本警務部参事官兼警務課長

再発防止に向けての御質問でございます。

拳銃の取扱いや保管管理の責任は個々の警察官にあるということでございまして、保管時を除きまして、常に肌身離さず拳銃を携帯するというのが原則でございます。行為者は、先ほど首席監察官の答弁にございましたけれども、警察学校を出て間もない者で、警察学校における採用時教養におきまして、拳銃の適切な取扱い、あるいは保管管理につきまして十分な教養を受けていたにもかかわらず、今回、交番を離れ別用務に就く際、自己の判断で拳銃の適切な保管方法を誤ったものでございます。

今回の事案を受けまして、警察本部管理部門の幹部が警察署等を巡回いたしまして、幹部職員に対しまして、特に若手警察官が職務上の理由で一時的に拳銃を携帯しないときは、定められた保管管理の方法を厳守するための具体的な指導教養を徹底するように指示、指導いたしました。そして、これと併せまして、全警察官を対象といたしまして、拳銃の適切な保管管理の徹底について改めて指示したところでございます。

今後とも引き続き、繰り返しの指導教養と併せ、適宜、適切な具体的指示を徹底いたしまして、拳銃の適切な取扱いに万全を期してまいる所存でございます。

原委員

今後再発しないように指導を徹底していただき、取り組んでいただきたいと思えます。

次に、補正予算案として、業務継続を見据えた職員等のPCR検査事業が提出されています。事業概要について御説明いただきたいと思えます。

前川企画課長

新型コロナウイルス感染症に関しましては、本年に入りまして感染が急拡大しております。県警察におきましても、職員の感染事例も発生しているところでございます。感染者との業務上の接触等による感染の可能性がある職員等に対するPCR検査は、感染拡大の防止及び業務継続の観点から有益であると認識しており、また、9月の当委員会で委員からの御指摘を頂きまして、予算化に向けた手続を進めてまいったところでございます。

お尋ねのPCR検査事業の概要についてでございますが、警察の業務継続を見据えまして、留置施設におけるクラスター対策としての逮捕被疑者等に対する検査のほか、被疑者等に係る犯罪捜査や看守勤務に従事した職員、また、感染の疑いがある者を保護するなど感染リスクを伴う業務に従事した職員に対しましてPCR検査を実施し、警察施設における感染拡大の防止を図ろうとするものでございます。

原委員

9月定例会付託総務委員会で、職員等へのPCR検査の仕組みを早急に構築するべきではないかと提案させていただきましたが、やはり一番避けたいのは、クラスター発生による警察署の機能停止という最悪の事態であります。こうした事態を発生させないためにも、早い段階で広範囲なPCR検査等を行う必要がありますが、警察署の機能停止を避けるため、どのように検査を進めていこうとお考えなのか、御説明いただきたいと思っております。

前川企画課長

職員の集団感染等による警察施設の閉鎖や業務の停止は、県民の日常生活や治安維持に多大な影響を及ぼすものであると認識しております。犯罪捜査等に従事する職員は、感染の疑いのある者との接触、感染が拡大しておる地域への出張等の機会も多いということでございまして、こうした業務に従事した職員に対する検査も積極的に行うことといたしております。また、本事業では、職員に陽性者が発生した場合に、関係する職員等に対しても幅広く検査を実施して、感染の拡大防止を図ることといたしております。委員御指摘のとおり、警察署の機能停止は絶対に避けなければならないものであると認識しておりまして、今後も業務継続を見据え、必要な検査を幅広く、積極的かつ迅速に実施してまいりたいと考えております。

原委員

目下、劇的に感染が広がっている状況であります。

感染予防策を徹底しても完全に防げるものではありません。常に最悪の事態を想定しながら、基本的な感染症対策の徹底、バックアップ体制の確保、抗原検査キット等必要な物資の調達等、業務継続に必要な取組を進めていっていただきたいと思っております。

また、職員等へのPCR検査については、先制的かつ積極的に行っていく必要があるもので、必要な予算についても戦略的に確保していただきたいと思っております。引き続き、業務継続を見据えた感染症対策に万全を期すとともに、県民の安全・安心を確保するため全力を尽くしていただきたいと思っております。

井川委員

去年から旧中央署の解体工事について言わせていただきました。石綿があったということで増額して、またダイオキシンが検出されたということで、除去費用等として約5,600万円増額の債務負担行為について議論して、私も大分、文句を言わせていただいたところでもあります。

冒頭、総務課長から旧中央署のPFI事業の変更契約に関する説明がありましたが、結局のところ、ダイオキシン対策の対応等としてどのような工事が行われて、費用がどれくらい掛かったのか、話していただきたいと思います。

富永拠点整備課長

ただいま委員より、ダイオキシン対策に係ります工事の内容や費用につきまして御質問を頂きました。

徳島中央署旧庁舎の解体工事のダイオキシンの除去作業につきましては、昨年10月から11月にかけて、ダイオキシンの拡散防止対策や作業員のばく露防止対策を徹底した上で、煙突内の耐火レンガの解体、撤去や洗浄作業を実施いたしまして、環境被害等もなく無事完了したところでございます。その経費につきましては、令和3年9月定例会におきまして、除去作業等に伴います追加費用として5,485万円の債務負担行為の増額について承認いただいたところでございます。

この度、除去作業等におきまして、実際に要した額を精査いたしましたところ、3,644万800円となりまして、当初想定していた額より約1,800万円の減額となったものでございます。減額の主な理由につきましては、煙突内部や耐火レンガの洗浄回数を2回と想定しておりましたが、1回で完了するなど作業工程が少なくなったことや、解体工事の支障となります地中埋設物を想定しておりましたが、発見されなかったことなどが要因でございます。

井川委員

減額が良かったのか悪かったのかは私にはよく分かりませんが、PFI事業では物価等に一定の増減があれば契約を変更しなければならないと聞きますが、とはいえ、県民目線と言えば、増額の変更契約がある度にまた増額かというようなネガティブな印象を受けることは正直、私だけではないと思うんです。

今回、徳島東警察署等PFI事業契約について約6,600万円の増額の債務負担が設けられておりますが、どのような契約に基づいて増額となったのか、詳しく教えていただきたいと思います。

富永拠点整備課長

債務負担行為の内容につきまして御質問を頂きました。

PFI方式による本事業につきましては、庁舎建設、旧庁舎の解体におおむね3年、維持管理業務は15年間と長期にわたり包括的に行うことから、建設中や維持管理の期間中における物価変動の状況を踏まえまして支払額を変更いたします、いわゆるスライド規定を

契約に盛り込んでいるところでございます。

ただいま委員から御質問のありました債務負担行為6,619万6,000円につきましては、本事業の維持管理業務における物価変動に対応するものでございます。これは、公的機関が示す企業向けサービス価格指数につきまして、平成29年10月の入札時における指数と昨年10月1日を基準日といたします直近1年間の平均値との指数を比較いたしました結果、変動率が4.2パーセントとなりまして、基準となる変動率3.0パーセントを上回りましたことから、契約条項に基づき、変動率4.2パーセントに相当する金額について増額をお願いするものでございます。

具体的に申し上げますと、現在の維持管理経費が年間約1億2,000万円でございます。先ほどの変動率4.2パーセントを反映させて算定いたしますと、年間当たり約509万円の増額となりますことから、令和4年度分の約509万円を当初予算案としてお願いしているところでございます。また、以後の事業期間であります、令和5年度から令和17年度までの13年間の増額分6,619万6,000円につきましては、債務負担行為として増額をお願いするものでございます。

この維持管理業務につきましては、今後14年間にわたり、毎年の物価変動を踏まえた支払額の見直しが想定されるところでございます。なお、これらにつきましては、PFI事業のみならず、通常の単年度契約におきましても物価変動を踏まえて予定価格を設定しているものでございます。

井川委員

確かに、今は物がなかなか入ってこなくて物価が上がっておりますので、物価変動に関しては致し方ないというところもありますが、ただ、物価が下がったら、きっと下がるんですよね。下がるということはないのかも分からないけれども、変動ということでしょうから、また元に戻ってくることもあると思います。

昨年11月の議会で、今年度内の解体工事完了を目指すとの答弁がありましたが、現在、旧庁舎が取り壊されている状況を見ると、建物はなくなりましたので年度内の解体工事の完了に向けて順調に進んでいるものと思います。

解体工事後は、跡地利用できるよう整地作業を進めていくと思われませんが、現在の解体工事の進捗状況について教えていただきたいと思えます。

富永拠点整備課長

跡地整備に係ります工事の進捗状況につきまして御質問を頂きました。

徳島中央署旧庁舎の解体工事につきましては、騒音や粉じん対策等の仮囲いや足場の設営等の準備作業を行った上で、昨年7月から作業に着手したところでございます。昨年末までに庁舎建物の地上部分の解体が終了しておりまして、現在は、地下部分の埋め戻しや敷地内の整地作業を実施しているところでございます。本年1月末現在、計画どおり全工程の約84パーセントが終了しておりまして、3月中の完了に向けまして着実に工事を進めてまいります。

井川委員

84パーセントまで進んでいるということで、もう少しということですので頑張っていたきたいと思います。

警察のPFI事業というのが良かったのか悪かったのか私もよく分からないところではありますが、長年、運営していくにはこういうやり方もあったのかなというところがあります。

物価変動というのは仕方がないが、後から何かが見付かったというのはおかしいと思います。最初のコンサルか何かの積算の時に見ておくべきです。入札が終わってからどんどん出てきたら、安く入札しておいて後から増額できるのであれば、それがいいでないかとほかの業者からも、一県民の目として、そういう方も出てくるかもしれません。警察だからそんなことはないとは思いますが、重々考えてやっていただきたいと思います。とにかく、慎重に進めていっていただきたいと思っています。

今日は言いませんが、実はこの間の総務委員会で東条委員から質問があった警察友の会の話であります。この間の話ではちょっとよく分からない部分もありましたので、付託委員会でいろいろと説明を求めるところでありますので、ゆっくり聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

喜多委員

私からは交通事故情勢等についてお尋ねいたします。

はじめに、警察本部長から報告がありました。令和3年中の交通事故の死者が32名ということで、前の年に比べて12人増加、そして人口10万人当たりの死者数が全国でワースト1位と残念な結果となりました。そして、もう一つが年末に小松島で起こりました、横断中のお子さんが亡くなるという非常に悲しい事故がありました。そして、今年に入って、交通死亡事故多発警報も出されるなど、徳島県における交通事故情勢は非常に厳しいものとなっております。警察の方が毎日取締り等をやっているにもかかわらず、大変な事故が起こった経過もありますけれども、令和3年中の交通死亡事故の特徴についてお尋ねします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

委員からも先ほど御説明がありましたが、令和3年中の交通事故死者数は32人で、前年に比べ12人増加いたしました。死亡事故の主な特徴は、まず死者の内訳は歩行中が13人、自動車乗車中が11人、バイクが5人、自転車乗車中が3人、中でも歩行中の死者が全体の約4割を占め最も多く、前年に比べ11人増加いたしました。歩行者の死者のうち、道路横断中が10人、さらにこのうち6人は横断歩道やその付近を渡っていた交通事故でありました。また、自動車乗車中の死者11人中10人がシートベルト非着用で、このうち7人がシートベルトをしていれば助かった可能性がありました。そのほか、年齢別では高齢者の死者が17人で、前年に比べ5人増加いたしました。時間帯別では夜間の事故が11人で、前年に比べ6人増加したという特徴が見られました。

喜多委員

事故死の中で歩行中が13人と非常に多い。徳島県はよそに比べたら横断しているのに止

まらない率が非常に高いということがJAFの調査でも出ているようでございます。横断歩道の認識がなさ過ぎるというか悪すぎるというか、非常に残念な結果が小松島の事故にもつながったのではなかろうかと思っております。

それと、歩行中の事故が4割を占めるということで、本当に運転手のマナーの悪さというのが現れているのではなかろうかと思っております。そして、100パーセント近くのシートベルト着用だと思っていたら、死者11人のうち10人が非着用であるということです。これも今後の大きな課題ではないかと思えます。年齢別では、以前のように高齢者の事故が多いということで、例年のことではありますけれども、そのような交通事故の特徴に合わせた実効性のある取組を今後も強力に進めてほしいと思えます。今後、県警察としてどのように対策を進めていくのかお尋ねいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

県警察におきましては、昨年の死亡事故の特徴を踏まえ、一つ目、子供と高齢者の交通事故防止、特に歩行者事故の防止。二つ目、夜間の交通事故防止。三つ目、飲酒運転等悪質、危険運転の根絶。四つ目、全席シートベルトの正しい着用の徹底。五つ目、自転車利用者に対する交通ルールの周知、この5項目を今年の死亡事故抑止重点に定めたところであります。

今後、この項目に沿った段階的、体系的な交通安全教育、あらゆる機会、媒体を活用した広報啓発活動、パトカーや白バイでの街頭活動や交通指導取締りの強化、さらに歩行者の安全確保のための道路交通環境の整備などの取組を継続的かつ機敏に推進してまいりたいと考えております。

喜多委員

昨年の死亡事故の特徴が五つということで、それに対して今後対策を進めていくということでございました。一つの大きな例に歩行中ということと併せて高齢ドライバーの対策ということも説明がありましたけれども、徳島の県内の状況や全国の状況を見ても、相変わらず高齢者による事故が多発しているように思っております。

今後、5月から運転技能検査というものが新しく加わったり、これは今までどおりですけれども免許の自主返納とか、もう一つが適正な講習等々が行われているようでございます。今後、高齢ドライバー対策をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

県警察におきましては、高齢ドライバーの交通事故防止を図るため、法令に定められた認知機能検査や高齢者講習のほか、実車による運転講習などの参加、体験・実践型の交通安全教育、またタブレット型簡易認知機能検査を活用しての助言、指導、県と連携した免許自主返納者への支援などの取組を進めてきたところであります。今後も、これらの取組を地道に継続してまいることとしております。

また、委員の御発言にもあった運転技能検査は、一定の交通違反歴がある75歳以上のドライバーが免許更新時に義務付けられるものであります。また、サポカーのみに運転が限定される条件付免許の制度とともに、この度の道路交通法改正で新設され、本年5月13日

から施行されます，これら新制度についても広く周知するとともに，効果的な運用が図られるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

喜多委員

これからも地道に続けて行ってほしい。そして，交通事故を1件でも減らすように，ゼロを目指してやって行ってほしいと思っております。

昨日，民放のテレビで24時間警察の番組がありました。見られた方があろうと思えますけれども，本当にパトカー，白バイ，そして乗車していない警察官も合わせて地道な取組でした。そして，摘発してもなかなかうんと言わないというかいろいろと文句ばかり言うというような中で，一つ怒らないで丁寧に説明しているパトカーや白バイの警察官の毎日毎日の活動をすごいなと改めて思いました。今後とも頑張ってもらいたいと思っております。それが交通事故抑止につながっていくものだと思います。

今，コロナで子供さんが休校等で町をうろうろしているというか，普通はいない時にいるということで，これも事故が起きる一つの原因でなかろうかと思えます。春には春休みがあって，新学期には新1年生が初めて自分一人で学校に行くようになります。保護者の立哨^{しょう}とか先生の送迎とか，4月からは大変だと思いますけれども，それに合わせて県警察もこれから毎日毎日気が休まる間がないと思えますけれども，地道な努力を続けて行って徳島県のワースト1位という不名誉^{ばん}を是非とも大きく挽回してほしいなということを要望して終わります。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時23分）